

2008.11
Vol.2地域政策研究所
Institute of Policy Studies産業看護研究センター
Research Center for Occupational Health Nursing

CONTENTS

- 地方大学の研究所に何ができるのか?
- 産業看護を考える
- 2007年度活動報告

四日市地域研究機構

Institute of Policy Studies



地方大学の研究所に何ができるか?

～全国的なネットワークづくり～

四日市地域研究機構 地域政策研究所所長 竹下 譲

今回、四日市大学の研究所のメンバーになった。「地域政策研究所」という名称の研究所である。政治行政、しかも地方の政治行政を研究対象とする研究所であると、少なくとも私は考えている。

このような社会科学系の大学研究所では、関連する分野の教員が研究員になることが多い。なかには、特定の学部の教員が、全員、研究員になるところもあるくらいである。こうした研究所では、研究員が共通の研究テーマを持ち、いわば分業的に、研究に励むなどということはほとんど行われない。それどころか、そういう時間的余裕がないということすらできる。それぞれの研究員には、本務としての職務、すなわち、教員としての職務が別にあるからである。要するに、教員を“研究員”として位置づけ、それぞれの教員の自主的な研究を研究所の研究活動として位置づけているというのが、多くの大学研究所の実態であるといつてよいであろう。

しかし、これは無意味だというわけでは決してない。それはそれで存在意義があることは確かである。たとえば、最近の大学教員には、他人の論文などは熱心に検討するとしても、自分自身で研究することはないという人が増えているが、こうした教員を“研究員”とすれば、研究をするようになり、また、その研究成果を発表する機会を得ることになる。これだけでも、“研究所”を設置する意義は充分にあるといわなければならない。とはいっても、私が古すぎるのかもしれないが、“研究所”を名乗る以上は、もう少し積極的な存在意義をもつべきではないかと考えている。少なくとも、四日市大学の研究所は名前だけの研究所ではなく、もっと中身のある研究所にしたい。たとえば、研究所として、研究員全員で何か共通の研究を、もちろん何らかの意味で役に立つ研究をしたいというのが、私の希望である。

私が所属することになった研究所は、幸いなことに、教員を研究員として兼務させるということにはなっていない。もともとは、専従の研究員がいて、研究所独自の仕事をしていた研究所である。この点では、私の希望に沿った研究所であったが、それらの研究員は順次大学の教員になってしまい、現在は、専従の研究員といえる人はいない。強いて言えば、私が専従者の研究員だといえるくらいである。もう1人、非常に有能な研究員がいることはいる。が、研究員の給料は払っていない。ボランティアの研究員である。しかも、「技術士」という肩書きをもっているように、自然科学系の人であり、専門的には、私の共通性は全くない。他の研究員は、以前の専従研究員であり、現在は大学の教員を本務としている人たちである。ほかに、非常に有能な事務職の人がいてくれるが、この人も研究所の専従というわけではない。こうした陣容で、何らかの意味で役に立つ研究をしたいと考えているのであるが、果たして、そういうこ

とが可能かどうか、頭を悩ませている。その上、研究に使える資金が非常に少ないという悩みもある。

こういう研究所が、何かしようとする場合には、研究を受託するというのが普通であろう。政治行政の研究所の場合には、研究を委託してくれるのは、ほとんどの場合、市や県などの自治体である。自治体から研究の委託を受ければ、地域に貢献するという満足感を味わうことができ、また、それなりの資金も獲得できる。その意味で、研究を受託するという方法は、一つの効果的な方法であることは確かである。さらに、研究所としての業績が上がれば、相当する研究員の業績も上がるに違いない。しかし、こういう受託研究は、委託をしてくれる相手方の注文に沿って、研究するというものである。齢70に近い私にとっては、今更、業績を上げて個人的にはあまり意味がないように思う。少なくとも、もっと面白く、かつ楽しく、研究所の仕事をしたというのが私の個人としての本音である。

とはいっても、地方大学の研究所には、予算はあまり潤沢ではない。その上、私の考えている研究には、金がかかる。各地に出かけ、現場を見て歩き、それを分析するというのが、私の望んでいる研究だからである。こういう研究資金をどうやって工面するか、これが、私にとって、いまの大きな課題となっている。大学がそういう研究資金を出してくれることは期待できまい。私が大学の経営者であっても、そういう金は出さないと、となると、何か別の方法を考えなければならない。そこで、いま考えているのは、いくつかの研究所や現場と連携する方法である。

私が所属する研究所「地域政策研究所」は、地方の政治行政を対象とする研究所であるが、地方の行政に関しては、ある程度、研究が進んでいると考えている。それに対して、地方政治の研究はとりわけ日本においては、ほとんど進んでいない。これは地方議会がほとんど無視されているためでもあるが、しかし、これからの日本にとって重要なのは地方の自立であり、地方が自立するためには、住民の意向をまとめるという議会の働きが必要である。日本でも、ようやく、地方の議会活動に焦点をあわせなければならない時代になったと私は考えている。そのため、私は地方議会を中心とした研究をしたいと考えているが、こういう研究をしようとしているところ(研究所あるいは研究機関)は非常に少ない。これは、それだけお互いに顔見知りになりやすいという側面もある。したがって、こういう研究所(研究機関)を斜めし連携して、研究を進めたいと考えている。ネットワークができれば、金が無くとも研究はできると考えているわけである。幸いにも韓国の地方政治の研究所とも懇意にしている。イギリスにも若干のつながりがある。こういうところとネットワークを作れば、もっと効果上がるに違いない。ここ当分は、こうしたネットワークづくりをしたいと思っている。本当の研究に邁進するのは、それから言うことになるが……

産業看護を考える

1.はじめに

四日市看護医療大学の産業看護研究センターが設立されたのは開学と同時であった。19年10月には、研究センターの運営委員会メンバーで「産業看護」の研究をどう進めるかについて話し合いをおこなった。その際、看護学の中での産業看護の位置づけ、現状はどうなっているのかという根源的な問題が提起された。そこで本学全教員に「産業看護の現状と課題について」のテーマで、まず本学のさまざまな専門分野の看護教員が産業看護の現状をどのように認識しているか、そして課題は何かについて議論し、研究の出発点とすることに決まった。参加の呼びかけには19名の教員の応募があり、19名が3グループ(A、B、C)に分かれ自由にディスカッションを進めた。これらの結果については報告書として別冊に纏めた。この報告書には産業看護の現状に関する看護教員の認識とそこから考えられる展望について示唆を含む課題が示されている。現状認識が実際の現場とずれているかもしれないし、また理想を述べているにすぎないかもしれない。そうであっても19名が真剣に産業看護についてディスカッションし、課題を展望できたことは大いなる収穫であった。詳しい内容については報告書を見ていただくことにして、内容を簡単に紹介する。

2.報告書の内容

1)研究方法

産業看護を専門とする教員による概論的な講義を事前に全員が受講し、あらかじめ参考文献17編を読み、これらの情報から産業看護をめぐる現状と諸問題についてディスカッションをおこなった。情報収集は基本的にはメンバー了解の下にICレコーダーによる録音と、グループによってはICレコーダーによる録音と発言を記述する方法の二通りでおこなった。グループディスカッションの進め方は各グループメンバーの意向にしたがって自由に決めることができたので、ディスカッションの回数にはグループ間に差があった。各グループはメンバーの発言内容の文脈から意味内容を損なわないよう類似性による分類と命名を繰り返す方法でカテゴリー化し、いくつかの概念化を試みた。

2)結果の概略

Aグループ

現状と課題として、4つのカテゴリー【概念の明確化】【カリキュラムの構築】【活動の困難さ】【評価指標の開発】が抽出された。【概念の明確化】の必要性ということで、産業看護の視点が不明確、学問としての独自性の未確立、法的枠組みの中での産業看護という特徴、産業看護の対象のあいまいさがあるということであった。【カリキュラムの構築】では産業看護教育のプログラムが未確立であること、現場で育てられるような環境が確立していないという育てるための仕組みづくりが指摘された。【活動の困難さ】では医療機関(臨床看護)と産業看護の連携の必要性、雇用形態の変化、大量退職という社会現象が労働者に与える影響への対応、事業主や看護職自身の考えが活動に影響するという特徴、産業看護職の法的位置づけが不明確、中小企業における労働者支援の困難性があげられた。【評

価指標の開発】では、産業看護に対する労働者の視点からの評価指標、看護職の満足度を指標とした研究の必要性が提言された。

Bグループ

産業看護の現状と課題として、7つのカテゴリー【労働と健康を対応させて考える産業看護の対象者理解】【産業看護が周知されていない】【不明確な産業看護への評価】【大企業と中小企業の取り組みの差】【見えない臨床と産業現場の連続性】【産業看護の教育体制の再構築】【産業看護職への期待】が抽出された。【労働と健康を対応させて考える産業看護の対象者理解】では、産業看護の対象者はさまざまな健康レベルをもつ労働者であり、働いているから健康であるとはかぎらないという現実を理解し【産業看護が周知されていない】では労働者が産業看護活動の必要性を感じているか見えない、関心をもっているか分からない、看護職の必要性をどう感じているかその実態を知りたいという希望が出された。また、産業看護の実践活動、産業看護職の役割、産業看護職への期待、イメージ等が看護師からも見えにくいという指摘があった。【不明確な産業看護への評価】では、事業者から、労働者から、看護職のいずれからも評価が見えないという指摘があり、活動もその結果としての評価も看護職同士が共有できていないのではないかという意見があった。【大企業と中小企業の取り組みの差】では労働者の健康に関する施策の格差の実態が産業看護の取り組みと関連してあげられていた。【見えない臨床と産業現場の連続性】では臨床の産業看護に関する理解不足、連携不足があり、企業の仕組みを知らないと職場復帰を考えて看護することに難しさがあるであろうという指摘があった。【産業看護の教育体制の再構築】従来産業看護という枠組みで系統的に教えられてこなかった、産業看護教育の時間数が少ない、看護師課程の教育にもっと取り入れたほうがよい、といった教育の見直しへの提言があった。【産業看護職への期待】心と身体への対応、国民の健康を引き受けることが期待されている。システムティックな方法は他領域でも参考になる、という内容であった。

Cグループ

産業看護の現状と課題について、【変化する労働者像】【組織上の制約】【バランスの取れた活動の必要性】【相互理解・連携・支援不足】【学習機会の不足】【スキル向上の必要性】【専門性確立に関する課題】の7つのカテゴリーが抽出された。【変化する労働者像】では労働形態の変化に対応しきれない産業看護の現状と、産業保健の目的(理念)に示されている実際の対象者との相違、つまりILO/WHOの合同委員会1995年に採択された定義、「すべての職業における労働者」とされているのに、産業看護における対象者を「事業主と労働者」と限定している相違に対する疑問があげられた。【組織上の制約】では企業に雇われているという立場と、医療従事者という立場の二重性が、企業の存続命題「生産性を高める」と労働者主体という産業看護の立場と矛盾対立することからくるジレンマがあげられた。【バランスの取れた活動の必要性】産業看護を見ると法に基づいた活動と対象者のニーズに基づいた活動があるが、法令準

扱は管理の要素が大きいが対象者主体といえるか、バランスの取れた活動の展開の必要性が上げられた。【相互理解・連携・支援不足】では産業看護が発展してゆくためには他資源すなわち看護協会、他領域の医療専門職(部門)、病院、臨床看護職、地域保健との相互理解、連携が必要である。企業や労働者の産業看護に対する認識が低いという問題、産業保健チームの一員である産業医から産業看護が理解されない困難さ、一人職場の場合の看護職としての苦悩と支援不足があげられた。【学習機会の不足】では学習する機会の制限と不足、研究の質と量の不足、研究に関連する技術(表現力、文章構成力など)の不足、相互に研鑽できる仲間がいない、相談できる人がいないという産業看護職としての研修・研究環境の不十分さがあげられた。【スキル向上の必要性】では、個人に向きあう面接場面では臨床と同様にアセスメントツールが使用されており、臨床看護と産業看護が対象者を把握する方法論を共有していることを発見、産業保健チームでのマネジメント能力を身につけることの必要性、メンタルヘルスに関する知識やカウンセリングスキルの必要性、作業管理、作業環境管理の知識と技術、安全と健康をめぐる安全衛生全般の知識の必要性があげられた。【専門性確立に関する課題】では看護の中の一つの専門領域として確立してゆくための課題に関して、対象者主体の看護を明確化してゆく必要性、判断や行動の根拠は何か、産業看護の活動を言語化して見えるようにする、活動の根拠は何かを明確にする必要があることがあげられた。

3) 結果の集約

テーマ「産業看護の現状と課題」について、3つのグループのグループディスカッションから抽出された概念は、報告書のまとめにあるように1、産業看護の対象に関する課題、2、産業看護活動の課題、3、学問として体系化に向けた課題、産業看護教育体制 4、連携をめぐる課題の4つであった。これらの課題は産業看護が解決してゆくテーマとして、目指す方向を指し示してくれるものがあった。

3. ディスカッションを終えて

今回のディスカッションに参加し、また、結果を総覧して看護教員が認識している産業看護の現状とこれからの課題について、筆者の現場での体験から少し角度をかえて、現場を構成している知や実践を通じて述べてみたい。

1) 産業看護の対象に関する課題

産業看護領域全般の概念が不明確であることがあげられた。法的な枠組みの中で行われる産業看護は労働者主体とはいえないのではないかと看護学における対象者主体という命題が労働現場では生かされていないのではないかと疑問があげられていた。確かに臨床において行われる方法として、対象者のニーズを捉え、ニーズに合わせて看護を提供するという法則が、産業看護の現場ではそれが明確には見えないかもしれない。しかし、実際は「産業看護—定義・役割と展望」では、看護の理念として「あらゆる人々に対して、その健康レベルに応じて、健康的、かつ自主的に生きていくことを支援することである。相手を全人的にとらえ、その自助力に働きかけ、気持ちや生きがいを尊重し、対象との人間関係を通じて、生活適応への支援活動の特徴とする」¹⁾のように定義づけられている。対象者のニーズに応える姿勢、対象者への尊重、生活適応への支援は、臨床看護の理念と一致していると考えられる。しかし、健康レベルの違いが臨床と産業での対象者像把握に影響を与えていることは予想できる。産業看護が管理的であると思われるのは、労働者の安全と健康については、個人のニーズを超えて国や世界のニーズであり国際機関が関与してきたという歴史と関係があると思われる。1974年、英国はローベンス報告²⁾に基づき新しい労働安全保健法の制定をおこなっており、これによって古い法規主導から脱却して新しい自主対応体制によって予防活動をより立

ていこうという潮流がつくられたと言われている。この予防活動を自主規制に任せられるのではなく、安全と健康に関する使用者の責任義務、労働者がその趣旨の安全保健規程を遵守するという責任義務を明確にし、使用者、労働者代表との協議義務がこうした改革の要となっている。これらの趣旨は1981年ILOの労働安全衛生条約、1985年ILO産業保健サービス条約に生かされてゆく。2001年「ILO労働安全マネジメントシステムに関するガイドライン」³⁾はILO、使用者(事業者)、労働者三者構成部会、その他の関係者を含む広範囲の検討をもとに策定され、労働者は始めから主体者として策定に参加している。こうした前提で考えると産業看護職の前に現れる労働者は始めから主体者として社会に生きている人であり、自らの問題を自分の意思で選択して生きている人である。そして選択した結果に責任を持つことができ、動的に自らを変えてゆくことのできる実践者であるとも理解できる。従ってそういう対象者の自立性に働きかけるところが産業看護における対象者主体の支援とされているのである。

2) 産業看護活動の実際と学問としての体系化の問題

産業看護の現場は労働者、産業医、看護職のみで構成されているのではない。人事労務、上司といった役割を異にする他職種の人や、また、企業文化、人事制度、就労規則、健康管理規定、労働安全衛生法等の諸制度のシステムが複雑に絡み現場を構成している。そうした現場にあって、産業保健を展開してゆく共通のルールは、法規やILOの労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドラインはもとより、事業場の独自性を盛り込んだ安全衛生活動方針である。国際的な基準が示されたその2年前に日本ではエビデンスに基づく保健計画→実施→評価→改善という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的な活動を自主的に行うよう指針(平成11年労働省告示53号、平成18年改正 厚労省告示第113号)に示されている。評価と改善のプロセスにおいて、個へのアプローチとして対象者の健康ニーズに保健指導が提供される等、現場の看護職は実践家として一連のプロセスに最も多くの時間を費やしている。今回の報告書の中では、こうした実践活動を看護職は知性化してゆくことが質と量とも必要であるとの指摘がある。言語化してゆくことは大事な課題である。

3) 連携をめぐる課題

産業看護を推進してゆくには、企業内の連携を超えて広く社会資源との連携の重要さが指摘されたが、看護協会との関係は産業看護の現場では政策としても見えない状況であり、これからの関係づくりが必要と思われた。また連携とはただ単に社会資源をどう結びつけるかという問題だけではなく、ヘルスプロモーション時代において、疾病を取り囲む社会環境条件の整備を個人の努力と同様に強調する潮流に対して、これからもヘルスプロモーションの理念の一層の実現が課題であると考えた。

4) 産業看護教育体制に関する課題

産業看護職(保健師・看護師教育)の継続教育システムとして、日本産業衛生学会産業看護部会が1995年に設定したプログラムがある。基礎コースは、講義(保健師50時間、看護師50時間+150時間)と研究(30時間)で構成され、現場の産業看護職はすでにかなりの人数が受講しており、現在も継続的に実施されている。そして、これらの研修終了後も学会参加、研究発表、各種研修会参加を継続することが求められ、その内容は単位として研修手帳に記録し蓄積し、講義220時間、研究30時間を終了することを求め、これらが終了しても更に再教育として、5年毎に10時間の教育を受けるといったシステムをもっている。一方、大学等における産業看護教育は、教育施設ごとにカリキュラムの違いがあり、看護職が持つ卒業時点での知識にはバラツキが存在しているというのが実態である。こうした現状を変えてゆくためには産業看護教育の充実という課題は大きい。

(4頁に続く)

5)その他

中小企業労働者、非正規労働者の健康問題への関心は各グループとも強かった。中小企業労働者の健康問題への取り組みは、全国の労働基準監督署管内の地域産業保健センター(医師会)が対応しており、産業医、看護職等が活動している。非正規労働者への健康支援は、雇入れ健診、一般健診が派遣元の責任であるが、職域健康管理業務の対象は正社員だけでなく非正社員も含み、派遣先の産業保健担当者の役割になる。しかし、保健活動を実践していく上で請負上の多くの問題があり、これらの問題は現場の専門家が努力すれば解決するような単純な問題ではない。しかし、問題を提起し、研究を重ねてゆくことが今後の重要な課題であると認識を得た。

今回の産業看護の現状と課題についてのグループディスカッションは、さまざまな専門分野の本学教員が産業看護について語るという画期的な試

みであった。このようなユニークな研究企画が成立したのも本学教員それぞれの旺盛な好奇心があったからと感じた。費沢で豊穡な体験であった。

平成20年10月1日

産業看護研究センター 運営委員長 近藤 信子

文献

- 1)「産業看護研究会のあゆみ」編集委員会編:産業看護-定義・役割と展望,労働基準調査会 1993.
- 2)小木和彦訳:労働における安全と保健-英国の産業安全保健制度改革-委員会報告1970~72年,(財)労働科学研究所 1997.
- 3)厚生労働省安全衛生部国際室編:ILOの労働安全衛生マネジメントに関するガイドライン,中央労働災害防止協会 2003.

2007年度活動報告

地域政策研究所

【受託研究】

- 平成19年度ステージ研修(四日市市職員年齢別研修)業務(四日市市)
- 平成19年度ワンステップ研修(地方自治制度部分の研修)講師派遣業務(三重県自治会館組合)
- 平成19年度一般職員I部研修(チャレンジ研修①)業務(四日市市)
- 飛鳥村行政評価等職員研修委託(海部郡飛鳥村)
- 芸濃地域まちづくり研究会支援業務(芸濃地域まちづくり研究会)
- 平成19年度係長級職候補者研修(チャレンジ研修②)業務(四日市市)
- 成年後見人制度支援業務(四日市市社会福祉協議会)
- 地方分権講演会派遣講師業務(鈴鹿市)

産業看護研究センター

【共同研究】

- 健康で安心、そして心豊かな暮らしの実現に向けて～地域・職域連携を中心とした健康づくり事業について～(四日市市)

【受託研究】

- 事業場における健康支援の調査研究業務

【自主研究】

- 産業看護の現状と課題を探る

【公開講座】

- 「働く人びとへの健康支援～臨床看護に活かす産業看護学」
2008.3.11(火)18時～20時 於:じばさん三重
四日市看護医療大学学長 河野啓子を講師とし、働く人びとの健康問題の現状、産業保健・産業看護活動、事例に基づいた健康支援、アメリカ・メイヨメディカルセンターでの産業看護活動の実例等をお話しました。45名のご参加をいただきました。

【その他】

- 三重産業看護研究会 発足
(三重県内で産業看護に従事、活動される方のネットワーク組織)

編集後記

秋の夜長、老眼もすすみ細かい文字がみづらくなつたのを理由に、安易にテレビに目を向けている。先日、地上デジタル放送への完全移行に向けて「テレビ受信者支援センター」の業務開始の様子を報じていた。今年度の総務省の予算の対策費600億円のうち約113億円がそのために計上されている。来年度には周知広報活動、相談対応、受信調査のために都道府県に最低1箇所の支援センターが設けられる予定である。50余りつくられるセンターは、どういった業務をいつまで支援として続けるのだろうか。

日に幾度と無く流れてくる「地デジの準備はお済みですか?」のスポット放送は

高齢者の不安を煽る。ホームページをみれば、デジタル放送のメリットが丁寧に説明されているが、インターネットを利用する高齢者はまだ少ないだろう。新聞の全面広告でも定期的には載っているが、細かい説明は読むのが億劫かと思われる。すでにデジタル放送のための設備の設置を騙った詐欺事件も起きているようだから、支援センターは必要な組織なのかもしれないが、国の財政が困窮を極めている今、日々のニュースを見聞きするにつけ、税金は有効につかわれているのだろうかとの疑念を抱いてしまう。地デジの響きはなぜか昔に聞いた鳥ゲジを思い出させた。

編集・発行

四日市地域研究機構

〒512-8512

三重県四日市市萱生町1200番地

TEL (059) 340-0706

FAX (059) 361-1404

